

町民の学びを支える図書館のあり方について

1. 図書館の役割として求められていること

図書館サービス[図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)]

- 貸出サービス等(貸出サービスの充実、予約制度や複写サービスの運用等)
- 情報サービス(レファレンス、資料検索システム、インターネット環境の整備等)
- 地域の課題に対応したサービス(地域課題、利用者ニーズに対応できる情報の整備・提供、情報拠点・交流拠点としての役割)
- 利用者に対応したサービス
 - ア 児童・青少年に対するサービス(子どもの読書活動推進、学校等の教育機関と連携等)
 - イ 高齢者に対するサービス(読書バリアフリー対応)
 - ウ 障害者に対するサービス(読書バリアフリー対応)
 - エ 乳幼児とその保護者に対するサービス(読み聞かせ支援等)
 - オ 外国人等に対するサービス(多文化サービス対応)
 - カ 図書館への来館が困難な者に対するサービス(アウトリーチサービス)
- 多様な学習機会の提供
- ボランティア活動等の促進

2. 寒川総合図書館のR2年度重点テーマ(利用者サービスに関する部分)

- 町民の知的源泉となり、暮らしに役立つ図書館サービスの提供
 - ・総合図書館資料収集方針に基づいて、資料の収集と情報発信を行う
 - ・図書、雑誌、新聞、チラシ、ポスター等による様々な情報を発信する
- 多様化、高度化する学習要求と高齢化、国際化などの社会的変化に対応できる資料の整備と充実の取組
 - ・高齢者／障がい者を対象とした取り組みでは資料、イベントともに積極的に実施する
 - ・幅広い利用者をターゲットとしたイベントを開催する
 - ・学生、社会人へのサービスの充実
 - ・発見のある図書館としてユニークなテーマ展示を行う
- 児童・生徒に対する図書館サービスの積極的な取り組み、自発的な学習習慣の育成の支援、教育内容の変化への対応
 - ・親子と本のふれあい場所を提供する
 - ・児童の読書習慣の増進に取り組む
 - ・自発的学習の推進に取り組む
 - ・ものづくりを楽しむ場所を提供する
 - ・職場体験を積極的に受け入れする

3. 町民にとっての図書館の存在

- 町公共施設に関するアンケート(H29実施・町内在住18歳以上無作為抽出・417人回答)では、図書館(室)は41.8%が1年以内に利用していた。
- 毎年実施している図書館利用者アンケートでは利用者の満足度は総じて高い。図書館が居場所として重視されている。町外利用者も多く、全利用登録者の35.3%が利用協定を結んでいる藤沢市、茅ヶ崎市、文教大である。
- 来館者数は維持しながらも、図書館の貸出点数および貸出利用者は年々減少傾向にある。利用登録者のうち、1年間の貸出利用者が39.3%で、利用者の固定化が見受けられる。
- 分室の来館者数、貸出冊数が減少しており、地域の拠点としての利用が停滞している。

4. 読書活動や図書館サービスの工夫や取組

- コロナ禍における図書館サービスの工夫
- 「読書離れ」「活字離れ」に伴う子どもの時期からの読書の習慣付けを図る取組
- 図書館（室）に対する認識の固定化を改善する取組

【前回書面会議での委員意見】

- 町民ひとりひとりが本を意識する活動として、町ぐるみで『人生の10冊』のように自分がおすすめる本10冊を選ぶキャンペーンの実施。多く挙げられた本とその理由なども紹介できるとおもしろい。
- 多くの大学生が自宅でオンライン授業を受けている。レポート課題等が多いが、大学の図書館が利用できないという今までなかった状況に困惑していると聞いている。総合図書館には多くの専門書があることを知ってもらい、もっと多くの大学生に利用してもらえるとよい。
- 公民館にある分室はあまり明るい雰囲気ではなく、座ってゆっくり本を読んだり、選んだりしている人はほとんど見かけない。しかし、総合図書館まで行くのが不便な人もいると思うので、予約した本を受け取りや返却機能は必要であると思う。

図書館サービス（図書館の役割として求められていること）

*図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）

① 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

② 情報サービス

- I. 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- II. 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- III. 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

③ 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

④ 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア（児童・青少年に対するサービス） 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ（高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ（障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

⑤ 多様な学習機会の提供

- I. 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- II. 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

⑥ ボランティア活動等の促進

- I. 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- II. 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

- ・ 子どもの読書活動の推進（児童サービス、YA サービス）
- ・ 読書バリアフリー対応（障がい者サービス、高齢者サービス）
- ・ 多文化サービス対応（図書館の利用者集団の文化的多様性を反映させたサービス）
- ・ アウトリーチサービス（図書館サービスの圏域内であるにもかかわらず、これまでの図書館サービスが及ばなかった人々に対して、サービスを広げていく活動）